

熊本県家庭用品品質表示法立入検査実施要領

1 目的

この要領は、熊本県家庭用品品質表示法事務処理要領（以下「事務要領」という。）3(5)の規定に基づき、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づく立入検査を実施するに当たって必要な事項を定めるものである。

2 立入検査の実施

- (1) 知事は、職員のうちから立入検査に従事する者（以下「検査員」という。）を定めて、その者に立入検査証（別記様式第1）を発行するものとする。
- (2) 毎年度当初に「家庭用品品質表示法に基づく立入検査計画書」（別記様式2）を作成するとともに、必要に応じて市町村に検査の協力を依頼するものとする。
- (3) 立入検査は、(2)の立入検査実施計画に基づいて行うほか、次の場合に行うものとする。
 - ア 法第10条第1項の規定による消費者からの申出に伴う調査のために必要と認められる場合
 - イ 消費者庁から移送された不適正表示の事案の調査のために必要と認められる場合
 - ウ 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、消費者の利益を保護するために必要と認められる場合
- (4) 立入検査は、2人以上の検査員で実施するものとする。
- (5) 検査員は、立入検査に際しては、(1)の立入検査証を必ず携帯し、当該立入検査の対象となる店舗、営業所、事務所又は倉庫（以下「店舗等」という。）の責任者に提示するとともに、検査の趣旨を十分に説明するものとする。また、帳簿書類その他の物件の検査にあたっては、責任者の立会を求めるものとする。
- (6) 立入検査の実施に際しては、商店街代表者等の協力を得ることが必要な場合や特別の理由がある場合を除いて、事前に当該店舗等に連絡しないものとする。

3 立入検査における調査事項等

- (1) 立入検査に際しては、次に掲げる事項について調査するものとする。
 - ア 表示状況
調査しようとする品目について、これに表示がなされているかどうか、また、その表示が適正か不適正かどうか。
なお、品目の区分は、家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）別表第1の区分による。
 - イ 表示の管理状況
表示が見やすいように付されているか、表示票を汚したり、その上に値札等を貼ったりしていないか、また、脱落した表示票があれば再度取り付けるよう心がけて

いるか等。

- (2) (1)の調査により、事務要領2(3)に規定する不適正表示の家庭用品が確認されたときは、「立入検査報告書」(別記様式第3)に規定された事項について、可能な限り聴取し、記入するとともに、当該商品の全体及び品質表示部分の写真画像を取得するものとする。
- (3) 立入検査を実施した店舗等ごとに「立入検査検査票兼事実確認書」(別記様式4)を作成し、責任者に検査結果を伝えるとともに、記載内容を確認させ、記名させるものとする。
- (4) 立入検査に際しては、必要に応じ、販売業者に対し次に掲げる事項について指導するものとする。
 - ア 法の趣旨を理解し、当該店舗等の取扱商品に係る品質表示規程を把握するとともに、社員教育等により表示の管理を徹底すること。
 - イ 適正な表示のある商品を購入する、又は、仕入業者に適正な表示のある商品を購入するよう要請する等により、適正な表示のある商品を販売すること。
 - ウ 法令違反が疑わしい表示の商品があったときは、当該商品の製造業者、輸入業者、卸売業者等に問い合わせること。

5 立入検査後の処理

- (1) 検査員は、検査終了後、速やかに、その結果を復命するものとする。
- (2) 事務要領3(5)イの報告書は、「家庭用品品質表示法施行状況報告書」(別記様式第5)によるものとする。
- (3) 事務要領3(5)ウの報告書は、別記様式第3によるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月19日から施行する。

別記様式第1

第 号

家庭用品品質表示法第19条第3項の規定による

立入検査証



職名

氏名

(生年月日) 生
(交付年月日) 交付

熊本県知事

(印)

家庭用品品質表示法抜すい

第19条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者(卸売業者を除く。)から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない

第23条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

3 第19条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

家庭用品品質表示法施行令抜すい

第4条第2項 長官権限に属する事務のうち、法第19条第2項の規定に基づく立入検査に関する事務であつて、販売業者(卸売業者を除く。)に関するものは、その店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

家庭用品品質表示法に基づく検査計画書

検査実施時期 (実施日)	検査予定地域 (市町村)	検査予定 販売店数	検 査 品 目	検 査 員 名
第1四半期				
第2四半期				
第3四半期				
第4四半期				

立 入 検 査 報 告 書

検査実施機関名		熊 本 県		検査官所属部課名			
検 査 官 名				検査実施年月日		年 月 日	
検査実施対象者名	被検査者名						
	店舗等の名称						
	店舗等の所在地			電話番号			
	担当部署			担当者名			
検査結果	検査の実施に至る経緯						
	検査を実施した対象品目						
	不適正な表示が認められたもので表示者が特定できるもの						
	品目名						
	不適正の状況						
	商品名		ブランド名		マ ー ク		
	品番・型番		材 質		価 格		
	仕入先名		連 絡 先		仕入時期		
	表示者名		連 絡 先				
	その他参考となる事項						
果	不適正な表示が認められたもので表示者が特定できないもの						
	品目名						
	商品名		ブランド名		マ ー ク		
	品番・型番		材 質		価 格		
	仕入先名		連 絡 先		仕入時期		
	表示者名						
	その他参考となる事項						
指導の内容	不適正な表示が認められたもので表示者が特定できるもの						
	小売業者に対する指導						
	表示者に対する指導						
	不適正な表示が認められたもので表示者が特定できないもの						
	小売業者に対する指導						
表示者に対する指導							

(記載要領)

- 1 検査を実施した店舗ごとに報告書を作成すること。
- 2 「不適正な表示が認められたもので表示者が特定できるもの」、「不適正な表示が認められたもので表示者が特定できないもの」が多数ある場合には、個々に別様で記載すること。

熊本県知事 様

立 入 検 査 票 兼
事 実 確 認 書

今般、貴県検査員が当店を検査した結果、下記のとおり的事実がありましたことを確認します。

記

根 拠 法 令	家 庭 用 品 品 質 表 示 法
実 施 日 時	年 月 日
店 舗 名	
店舗代表者職・氏名	
店 舗 住 所	TEL
検 査 員	

品 名	検 査 数	違 反 数		備 考
		無 表 示	不 適 正 表 示	
毛 布	点	点	点	
湯 た ん ぽ	点	点	点	
電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー	点	点	点	
魔 法 瓶	点	点	点	
	点	点	点	
合 計	点	点	点	

年度家庭用品品質表示法施行状況報告書
(熊 本 県)

担当部課	
担当者名	

立	検査実施店舗等数	一般的な案件			
	申出に基づく案件				
	その他 (他都道府県等からの情報提供案件等)				
入	検査実施品目の数・内訳	計	繊維製品 (品目 点) ()		
		品目	内 合成樹脂加工品 (品目 点) ()		
		点	訳 雑貨工業品 (品目 点) ()		
			電気機械器具 (品目 点) ()		
検	不適正な表示が認められた者で表示者が特定できるもの				
	件数	品 目 名	措 置 状 況		
査	不適正な表示が認められたもので表示者が特定できないもの				
	件数	品 目 名	措 置 状 況		

(記載要領)

- 1 「検査実施店舗等数」は、検査を実施した店舗、営業所、事業所、事務所、倉庫の数を記載すること。記載に際しては、一般的な案件として実施するもの、申し出に基づく情報に係るもの、その他（他の都道府県や国からの検査協力依頼によるもの、消費生活センター等に苦情としてもと込まれたもの等）に分類して記載すること。
- 2 「不適正な表示が認められたもので表示者が特定できるもの」及び「不適正な表示が認められたもので表示者が特定できないもの」の措置状況は、「指示」、「表示者が製造業者、卸売業者又は他の所管区域に属する小売業者であることによる関係機関への措置依頼」、「改善の指導」等の事後措置の状況について記載すること。